

調理師試験に係る問合せQ&A(R8年度用)

| 種別             | No. | 質問  | 回答   |
|----------------|-----|---|--|
| 受験一般           | 1   | スケジュールを教えてください。   | <b>試験日</b><br>令和8年7月12日（日）<br><b>受験案内配付期間</b><br>令和8年4月1日（水）～4月24日（金）<br><b>受験願書受付期間</b><br>令和8年4月7日（火）～4月24日（金）                 |
|                | 2   | 受験願書等の入手方法を教えてください。                                       | 次の3通りの方法がご利用いただけます。<br>①ホームページからダウンロード印刷<br>②保健所等に置いているものを直接取得<br>③関西広域連合へ郵便で請求  |
|                | 3   | 県外在住だが受験できるか。   | 受験可能。  |
|                | 4   | 妊娠中である場合は、受験にあたり配慮してもらえるか。                                | 受験願書の「受験時の配慮の希望」欄にチェックし、右欄に具体的に記入してください。<br>※妊娠や身体障害等のため、受験の際に配慮が必要な場合は、その旨を申し出てもらえれば、会場の都合にもよりますが、できる範囲で配慮はする。（入口に近い席等）         |
| 証明書の省略         | 5   | 過去の受験票を添付すれば、従事証明書等の免除はできるのか。                             | 令和3年度(過去5年度)以降に関西広域連合が実施した試験の受験票、不合格通知があれば、調理業務従事証明書等を免除可です。<br>令和3年度より古い場合や関西広域連合以外で受験した場合は省略不可。                                |
| 旧姓、通称          | 6   | 通称で出願したい。(日本国籍の方)   | 不可。  |
|                | 7   | 通称で出願したい。(外国籍の方)  | 不可。(本名か、本名と通称名の併記のみ)<br>なお、証明書が通称(住民票登録されているものに限る)で作成されている場合は、願書の「通称名の併記を希望する場合は、通称名とふりがなを記入してください」の欄に必ず記入してください。<br>※住民票の提出は不要。 |
| 受験資格<br>(調理業務) | 8   | 外国人が在留資格「特定技能」(俗称:特定技能ビザ)により、国内で2年以上調理業務に従事した場合、受験資格はあるか。 | 有。   |
|                | 9   | 技能実習生は受験可能か。  | 実習であり、就労目的でないため不可、特定技能実習は可です。  |
|                | 10  | 就労継続支援事業所(A・B)の利用者は受験できるか。                                | 就労継続支援事業所はあくまでも就労の訓練であるため、従事歴の対象外となり受験不可です。  |

調理師試験に係る問合せQ&A(R8年度用)

| 種別             | No. | 質問  | 回答   |
|----------------|-----|---|--|
| 受験資格<br>(調理業務) | 11  | 高校(全日制)在学中のアルバイトは、従事期間として認められるか。                            | 不可。  |
| 従事証明書          | 12  | 調理業務従事証明書の有効期限はあるか。   | 今年度の様式を使用して、今年度の受験用に証明を受けてください。<br>(試験公告後に証明されたもののみ有効)。  |
|                | 13  | 関西広域連合以外の様式でも認められるか。  | 不可。<br>様式がない場合は、関西広域連合のHPでダウンロードするか、返信用封筒を同封して請求してください。  |
|                | 14  | 外国での業務従事歴は受験資格として認められるか。                                    | 外国の飲食店等については、食品衛生法による許可施設ではないため、認められません。   |
|                | 15  | 開業がかなり前で、正確な開業年月日が分からない。                                    | 調理業務従事期間の開始が開業より後で、開業後に2年以上従事期間があることが確認できれば、年月までの記載で可。   |
|                | 16  | 【証明用紙】<br>・コピーして使用してもよいか。<br>・折り曲げてよいか。<br>・裏面を印刷していないがよいか。 | 可。<br>(ただし、押印された証明書の原本を提出要)  |
| (営業許可)         | 17  | 10年以上無許可で飲食店で調理業務をしており、最近営業許可をとった場合、受験資格は認められるか。            | 許可をとる前の従事期間は認められません。許可日以降、2年間の調理業務従事歴が必要です。  |
|                | 18  | 勤務先が、飲食店営業の許可をとっているかどうか分からない。                               | 営業許可をとっていないと受験資格は認められないので、勤務先に確認してください。<br>※通常、保健所の営業許可書に許可種別が記載されています。  |
|                | 19  | 従事期間が3年前であるが、保健所の営業許可年月日、番号は当時のものか、最新のものか。                  | 最新のもので記載してください。  |
| (証明者・印鑑)       | 20  | 誰に証明してもらえばよいか。  | 基本的に、以下のとおり<br>【個人経営の場合】<br>経営者(事業主)<br>【法人の場合】<br>①法人の代表者(代表取締役、理事長等)<br>②施設長(園長等)、受験者の雇用に関する権限を委任されている者(人事部長等)<br>※役職印(〇〇長之印)がある場合に限る。<br>※店長等の個人印による証明は不可 |

調理師試験に係る問合せQ&A(R8年度用)

| 種別       | No. | 質問   | 回答   |
|----------|-----|--|--|
| (証明者・印鑑) | 21  | 証明印について  | 基本的に、以下のとおり<br>【個人経営の場合】<br>経営者(事業主)の実印<br>【法人の場合】<br>①法人の代表者(代表取締役、理事長等)の登記済印<br>②役職印(〇〇長之印)<br>※社印は不可  |
|          | 22  | 「法人の登記済印」について、代表者の個人名の印鑑(例:「鈴木」)を法人印として登記しているが、これで証明してよいか。 | 法人印として登記している印鑑であれば可です。   |
|          | 23  | 勤務先の飲食店(又は以前勤務していた飲食店)が証明書を書いてくれないので、同業の方による証明でもよいか。       | 不可。同業の方による証明は、廃業等により元の代表者等がない場合に認められるものであり、単に、勤務先が証明してくれないという理由では認められません。  |
|          | 24  | 勤務していた施設はすでに廃業しているが、誰に証明してもらえばよいか。                         | 【個人開設の場合】<br>原則として、元の開設者<br>元の開設者と連絡が取れない場合は、同業者又は所属団体の長<br>【法人開設の場合】<br>法人が存続していれば、法人代表者<br>法人が解散している場合は、同業者又は所属団体の長<br>※法人が別会社に吸収されたり、対等合併した場合は、吸収した会社、合併後の会社でも証明者として可 |
|          | 25  | 受験者と法人の代表者が同一人、又は二親等以内の血族の場合、証明できるか。                       | 個人と法人は別人格であるため、証明可です。  |
|          | 26  | 営業者と経営者が異なる場合の証明者について                                      | 原則として、営業許可を受けている者(代表者)が証明者となります。   |
|          | 27  | フランチャイズ店とチェーン店(直営店)の場合の証明者について                             | 次のとおり。<br>①直営店・・・本社の代表取締役<br>②フランチャイズ店・・・その店の開設者(原則、営業許可を受けている者)<br>開設者が個人の場合は、個人名で、法人が開設している場合は、法人名及び代表者職氏名を記載  |
|          | 28  | 「派遣」による勤務の場合の証明者について                                       | 原則として、営業許可を受けている者(派遣先の代表者)が証明者となります。<br>※「派遣」は、パート・アルバイトに分類  |

調理師試験に係る問合せQ&A(R8年度用)

| 種別                | No. | 質問   | 回答  |
|-------------------|-----|--|---|
|                   | 29  | 「出向」による勤務の場合の証明者について   | 原則として、営業許可を受けている者(出向先の代表者)が証明者となります。  |
|                   | 30  | 給食施設で、直営ではなく、受託業者が調理を行っている場合の証明者について   | 原則として、受託していた業者が証明者となります。(雇用していた者が証明する。)   |
|                   | 31  | 公立の給食施設(学校等)の場合は、証明者は、施設の代表者(校長、園長、施設長等)でもよいか。   | 可。  |
|                   | 32  | 「所属団体の長の証明」とは、どこで証明してもらえるのか具体的に教えてほしい。   | 調理師会や食品衛生協会、飲食業組合や生活衛生同業組合などの同業者団体です。勤務先に所属している団体を確認してください。実際に証明を得られるかどうかは、当該団体に確認してください。   |
|                   | 33  | ●●府・県食品衛生協会は、国・地方公共団体に認可を受けた団体ではないが、証明者になれるか。  | 可。  |
|                   | 34  | 百貨店の中に入っている店(百貨店とは別の会社)で働いている。営業許可は百貨店が取得している。誰に証明してもらえばよいか。   | 雇用されている店(会社)の代表者。代表者が百貨店の営業許可内容を確認して、記載してください。  |
|                   | 35  | 施設(ホテル)の運営会社が変わった。変更前の期間について、誰がどのように証明すればよいか。  | 施設の廃業(法人は存続)の場合に該当。前の運営会社(法人)の代表取締役にて証明いただきます。  |
|                   | 36  | 勤務先:給食センター<br>証明者:給食センターの業務を受託していた会社<br>現在、受託業者が変わっているが、働いていた当時の受託会社に証明してもらってよいか                             | 可。  |
|                   | 37  | 経営者(証明者)は同じで、勤務する店舗が変わった。証明書は1枚でよいか。   | 営業許可が違う場合は、許可ごとに証明書を分けてください。  |
| 受験資格<br>(調理業務の内容) | 38  | 次の場合は、調理業務として認められるか。<br>・ファーストフード店で、チキンやポテトを揚げているだけ<br>・デパートで、冷凍コロツケを揚げているだけ<br>・弁当屋で働いている<br>・スナックで調理を行っている | 飲食店営業(喫茶店営業を除く)、そうざい製造業、魚介類販売業、複合型そうざい製造業のいずれかの営業許可をとっており、前処理から調理、盛りつけまで一連の調理業務のほとんどを行っていることが必要です。<br><br>「野菜を切るだけ」、「衣をつけているコロツケを揚げるだけ」「チキンを揚げるだけ」「炊飯、味噌汁の調理」「きざみ食」といった単純作業の繰り返しのみは、調理業務とは認められない。 |

## 調理師試験に係る問合せQ&A(R8年度用)

| 種別                      | No. | 質問  | 回答   |
|-------------------------|-----|---|--|
| 受験資格<br>(調理業務の<br>内容)   | 39  | 精肉店で働いている場合は、調理業務として認められるか。   | 通常、精肉店は、食肉処理業又は食肉販売業の許可で営業していると思われるので、その場合は、認められません。   |
|                         | 40  | 魚介類販売業の施設で、刺身を作っている(盛りつけまでしている)場合は、調理業務として認められるか。                                 | 魚介類販売業の許可をとっており、前処理から盛りつけまで一連の調理業務のほとんどを主たる業務として行っていれば受験資格を満たします。  |
|                         |     | 魚介類販売業の施設で、スモークサーモンを作ったり、魚をさばいている場合は、調理業務として認められるか。                               |  |
|                         | 42  | 喫茶店でランチ(定食、パスタ等)を作っている場合は、調理業務として認められるか。  | 飲食店営業の許可をとっており、ランチについて前処理から調理、盛りつけまで一連の調理業務のほとんどを主たる業務として行っているのであれば、調理業務として認められます。<br>※喫茶店営業のみの許可の場合は、認められません。 |
|                         | 43  | 有料老人ホーム、グループホーム、デイサービスで働いている場合は、調理業務として認められるか。                                    | 次の①②を満たす場合は、認められます。<br>①1回20食以上又は1日50食以上の給食を提供<br>②前処理から調理、盛りつけまで一連の調理業務のほとんどを主たる業務として実施                       |
|                         | 44  | デイサービスで調理業務に従事しているが、1回あたりの食数が20食に満たない日がある。  | 週平均や月平均で20食/回(または50食/日)以上あれば調理業務の従事歴として該当します。  |
|                         | 45  | 現在、調理業務に従事していないが、過去の実務経験でも受験できるか。   | 当時の勤務先にて、調理業務の従事証明ができるのであれば、受験可です。   |
| (栄養士等)                  | 46  | 栄養士や保育士の資格を持っているが、調理業務に従事している。この場合、調理業務従事歴として認められるか。                              | 栄養士や保育士として雇用されている場合、調理業務に従事していても従事歴として認められませんが、  |
| 受験資格<br>(雇用形態・従<br>事期間) | 47  | 従事経験は、どの時点(試験日、願書提出時、証明日)で2年以上あればよいか。   | 証明日。   |
|                         | 48  | 複数の店で調理業務の従事歴がある場合は、それぞれの店での従事期間を合算して2年以上あればよいのか。                                 | そのとおりです。ただし、勤務先毎に調理業務従事証明書が必要です。<br>※勤務先毎の1ヶ月未満の従事期間は切捨て   |
|                         | 49  | 複数の店で掛け持ちの勤務をしている。A店で週2日、10時間勤務、B店で週3日、15時間勤務で同一機関に働いているが、この場合は、それぞれの従事機関を合算できるか。 | 不可。  |
|                         | 50  | パートで週5日間、1日5時間勤務している場合は、受験資格は認められるか。  | 「週4日以上かつ週24時間以上」を満たすので、認められます。   |

## 調理師試験に係る問合せQ&A(R8年度用)

| 種別           | No. | 質問   | 回答   |
|--------------|-----|--|--|
| (雇用形態・従事期間)  | 51  | 2年間で平均して「週当たり4日以上かつ24時間以上」の条件を満たしていれば、受験資格は認められるか。<br>(季節によって少し繁忙さが異なるため平均すれば条件を満たす) | シフト制や多少の季節変動があっても、月単位で従事期間を平均して、条件を満たすのであれば認められます。<br>ただし、店を開けていない期間や、従事者本人の1か月以上の休暇や不在の期間、又は主として調理業務以外の業務に従事している期間は、従事期間として認められません。 |
|              | 52  | パートで6時間働いているが、休憩時間が30分がある場合は、5.5時間となるのか。   | そのとおりです。   |
|              | 53  | 学校では、夏休みは調理業務がないが、従事期間に算入できるのか。  | 1ヶ月以上の長期休暇などがある場合は、その期間を除いて2年以上の従事期間が必要です。   |
|              | 54  | 新型コロナウイルスの影響で店が閉まっていた期間は、従事期間に算入できるか。  | 1ヶ月以上の長期休暇などがある場合は、その期間を除いて2年以上の従事期間が必要です。   |
| 受験願書<br>(氏名) | 55  | 外国人であり、願書の氏名欄に住民票どおりアルファベットで記入すると枠が足りない。   | 欄外に記載してください。   |
| その他          | 56  | 調理師試験の講習会について教えてほしい。   | 関西広域連合では、講習会は実施していません。<br>調理師会や民間団体等が実施しているようであるが、詳細は不明。   |
|              | 57  | 調理師試験は、年に何回か。  | 関西広域連合が実施する調理師試験は年1回です。  |
|              | 58  | 調理師試験と製菓衛生師試験を両方受けたい。  | 関西広域連合が実施する調理師試験と製菓衛生師試験は、試験日が同一日であるため、受験不可。<br>※他府県の製菓衛生師試験を受ければ、同一年に受験可  |
|              | 59  | 試験の出典図書を教えてほしい。  | 公表していません。  |
|              | 60  | 合格基準点を教えてほしい。  | 原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格となります。  |